

富山労働局発表
令和6年8月5日

【照会先】

富山労働局 労働基準部 賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 佐竹 俊一
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

富山県最低賃金「時間額998円」を答申 ～過去最大50円の引上げ幅～

- 富山地方最低賃金審議会(会長 ながお はるあき 長尾 治明)は富山労働局長(小島 こじま さとし 悟司)に対し、本日、現行の富山県最低賃金、時間額948円を50円引き上げ、998円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
これは、昭和50年以降最大の引上げ幅です。
- 富山労働局は、この答申を踏まえ、富山県最低賃金の改正に係る手続き(異議申出の公示など)を進めます。
- 改正された最低賃金は、本年10月1日に発効する見込みです。
- また、改正後の最低賃金の周知と併せて、最低賃金及び賃金の引上げの環境整備等を図るための各種支援策についても、広く周知し、中小企業・小規模事業者等への支援に取り組んでまいります。

【答申までの経過】

- 令和6年6月28日に富山労働局長から富山地方最低賃金審議会に改正諮問。
- 令和6年7月25日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して答申。答申には、富山県を含むBランクは引上げ額を50円とする同審議会目安に関する小委員会の公益委員見解が含まれていた。
- 目安を参酌し、富山県最低賃金専門部会において、7月26日、29日、31日、8月2日と集中的に金額審議した後、本日、富山地方最低賃金審議会において答申となる。

【富山県最低賃金額、対前年度引上率及び引上額の推移(過去5年)】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	849円	877円	908円	948円	998円
対前年度引上率	0.12%	3.30%	3.53%	4.41%	5.27%
対前年度引上額	1円	28円	31円	40円	50円

【賃金引上げ環境整備等の支援策の一例】

- 業務改善助成金(事業場内最低賃金の引き上げを要件に生産性向上に資する設備投資等への助成)
- キャリアアップ助成金(いわゆる非正規雇用の労働者の処遇改善等への助成)